

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年
条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

目次並びに第 1 章の章名及び第 2 章の章名を削る。

第 2 条から第 6 条までを次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関
する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号。以下「省令」という。）において使用する
用語の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 17 条第 1 項の規定により条
例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準
（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 23 条第 2 項中「規定」とあるのは、「規定並びに熊
本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条
例第 84 号）第 4 条から第 6 条までの規定」と読み替えるものとする。

(記録の保存期間)

第4条 前条第1項の場合において、省令第9条第2項(省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第5条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。)は、市長の求めに応じ、省令第15条第5項(ユニット型特別養護老人ホームにあつては省令第36条第7項、地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第59条において準用する省令第15条第5項、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第63条において準用する省令第36条第7項)に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入所者(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあつては、入居者。以下同じ。)の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であつて、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第6条 特別養護老人ホームは、省令第15条第7項(ユニット型特別養護老人ホームにあつては省令第36条第9項、地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第59条において準用する省令第15条第7項、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第63条において準用する省令第36条第9項)に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第7条から第31条まで及び第3章から第5章までを削る。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第9条までを削る。

附則第10条に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条中「前条に規定する」を「この条例の施行の際現に存する」に、「第10条第4項第1号ア又は第44条第4項

第1号ア」を「省令第11条第4項第1号イ又は第55条第4項第1号イ」に改め、同条を附則第2条とする。

附則第11条を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。